

## 意見書

平成 30 年 3 月 28 日

生物資源科学部長  
大 矢 祐 治 殿

生物資源科学部労働者代表  
清水 みゆき

労働基準法第 90 条第 1 項に基づき、平成 30 年 3 月 27 日付けをもって意見を求められた就業規則案及び関連諸規程案について、下記のとおり意見を提出いたします。

### 記

#### 1 対象規程等 別添のとおり

#### 2 意見等

今回の意見書提出にあたり、先に、以下の点を明記しておきたい。

今回の労働者代表選の説明会から選挙、代表者の決定、意見書提出までのスケジュールが、全体で 16 日間しかなかった。そのため、就業規則、規程や協定案を精査して、多くの労働者からの意見を集約することが困難であったこと、そうした制約との関係で、全有期雇用者が無期転換への機会が得られるように検討することは、次年度への大きな課題となった。

日本大学生物資源科学部教職員就業規則（案）第 36 条第 2 項「長期病欠者が勤務を再開し、その日数が 180 日を超えずに同一または類似の傷病のため再度欠勤した場合は、前後の欠勤は連続したものとみなす」は改正前の「10 日」と比較し、傷病によっては労働者の不利になることも考えられるので、元の条項に戻す。

日本大学非常勤講師規程（案）第 5 条第 1 項「学部等が必要と認める場合は、非常勤講師の研究業績、勤務成績、態度、能力・・・」のうち、業務に研究を含まない非常勤講師の研究業績を毎年評価することは不合理のため、「研究業績」は削除する。

同第4項の1行目および①を全文削除し、②のみを契約更新しない対象とする。

日本大学生物資源科学部臨時職員就業規則（案）第4条第3項「臨時職員の健康、通勤などを考慮して、公正に行うものとする」を「臨時職員との協議のうえ、行うものとする」に修正。

同第4項は削除。

無期労働契約への転換に関する規程（案）第4条は削除。

同第6条「この場合、対象教職員の健康、通勤などを考慮して、公正に行うものとする」を「この場合、対象教職員との協議のうえで行うものとする」に修正。

同第3項削除。

以 上